令和８年度第３回文京区地域福祉推進協議会　要点記録

日時　令和８年８月26日（水）午後２時00分から午後３時37分まで
場所　区民センター　3-A会議室

＜会議次第＞
１　開会
２　議題
・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
(1)　基本理念・基本目標
(2)　地域福祉保健の推進計画
(3)　高齢者・介護保険事業計画
(4)　障害者・児計画
３　その他
４　閉会
＜地域福祉推進協議会委員（名簿順）＞
出席者
【会長】
髙橋　紘士
【副会長】
遠藤　利彦、平岡　公一、髙山　直樹、神馬　征峰
【委員】
中村　陽一、細部　高英、土居　浩、平井　基之、新井　悟、東谷　佳子、
森　浩子、堀口　法子、早川　真、宮長　定男、佐々木　妙子、山口　恵子、
後藤　香織、鈴木　好美、西村　久子、武長　信亮、松岡　繁

欠席者
【委員】
池田　京子、市川　健一郎、内藤　マリ子、瀧口　美千代、市野瀬　祥子、
平井　芙美、青木　有子、細谷　富男、小山　忍、泉田　信行
＜事務局＞
出席者
矢島福祉部長、瀬尾地域包括ケア推進担当部長、多田こども未来部長、
阿部保健衛生部長、川﨑企画課長、熊倉ダイバーシティ推進担当課長、
矢部防災危機管理課長、進福祉政策課長、鈴木高齢福祉課長、
間仲地域包括ケア推進担当課長、永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、
佐々木介護保険課長、小山事業者支援担当課長、
後藤国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）、鈴木こども若者政策課長、
日比谷こども若者支援課長、野苅家幼児保育課長、内山こども施設担当課長、
石樵こども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長、

中島生活衛生課長、増田健康推進課長、小島予防対策課長、
野上保健対策担当課長、佐藤保健サービスセンター所長、宮原学校運営課長、
山岸教育指導課長、大塚児童課長、木内教育センター所長

欠席者
なし

＜傍聴者＞
１名

福祉政策課長：定刻になりましたので、これより令和８年度第３回文京区地域福祉推進協議会を開催いたします。

改めまして、文京区福祉部福祉政策課長の進と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、前回同様、Zoomを利用したオンラインも併用して開催しております。Zoomでご参加の委員の皆様も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日欠席の委員につきましては、事前にご連絡をいただいております、池田委員、市川委員、内藤委員、瀧口委員、市野瀬委員、平井委員、青木委員、細谷委員、小山委員、泉田委員の10名となっております。

引き続き本日の資料を確認させていただきます。

【資料確認】

本日の会議につきましては、前回同様、議事録を残したいと思います。恐縮ですけども、ご発言いただく前に団体名とお名前を言っていただいてから、ご発言をお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

髙橋会長、よろしくお願いいたします。

髙橋会長：猛暑の中、お越しいただきましてありがとうございました。

「新たな地域福祉保健計画の検討状況について」議事を始めさせていただきます。

議題の中では、今年度に改定する三つの計画の検討状況についての説明になります。それぞれの各計画ごとに説明をいただき、その後に質疑を行う手順でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず分野別計画ごとに、資料第１号、地域福祉保健計画についての説明から入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福祉政策課長：【資料第１号　新たな地域福祉保健計画の検討状況について】説明。

髙橋会長：ありがとうございました。

地域福祉保健計画は、高齢・障害に関わる分野別計画を超えて、広く文京区の福祉のまちづくり、あるいはヘルスも含めたまちづくりのための基盤を

どう整備するかということ、分野にまたがらない共通の領域が非常に増えてきて、特別のこういう出し方をしているわけです。

地域福祉計画として立てる立て方もありますけど、ここではそういう共通基盤、共通性に着目した全体の理念と、それからそれぞれのご意見で収まらないものを、ここで扱っているということになろうかと。

何かご意見、ご質問を、これからの進め方も含めて、ご注文等があれば委員の皆様から、あるいはオンラインで参加していただいている委員の方々からも、ご発言があればどうぞ。

神馬副会長：丁寧に説明していただき、どうもありがとうございます。短くまとめていただけると全体像が分かって、とてもよかったです。それだけに今まで気づいていなかったことに、気づいたところがあります。

まず全体像ですが、地域社会というのは、文京区という閉ざされた地域社会、これを基にこの計画がつくられていると思われます。ただし、ここ10年、20年、地域社会が開かれてきています。自立した生活、自己実現のために、さらには４ページにあるような顔の見える関係性づくりのために、Zoomを含むオンラインを介して、世界中の人とつながれる時代になってきています。このように地域社会が開かれてきているという点についての対応として何か考えられないものでしょうか。大変難しいテーマで、私自身も今のところ具体案はありません。しかし、地域社会が世界に開かれている状況に対するアプローチというのも、あってよいのではないかと思われました。20年、30年前と同じ形で、閉ざされた地域社会対策だけをやっていてよいのかという質問です。

もう一点、これまで何度も「外国人」の対応についての議論がありました。この言葉がどこにもまだ入ってこないので、この点については、次の段階に引き延ばすことになるのか、今は時期尚早なのか。どうお考えなのか、伺いたいと思います。

福祉政策課長：ありがとうございます。

まず、閉ざされた地域社会とか、そういった世界中の人とつながるという視点は非常に重要だと思います。今まであまりインターネットというのを意識していなくて、やはり地域の力というところを重点的に文京区の計画は策定してきたところだと考えております。ただ、やはり今の状況を見ると、インターネットでは確かに世界中とつながってくるような大きな視点で捉えていかないといけないと思いますけど、やはり地域の高齢者が地域で暮らしていくに当たって、見ていると、文京区を越えて例えば医療と介護、特に医療というのは文京区だけでは収まらず、他区からいろいろな先生方が入ってきておりますし、さらに言えば、災害の関係等も考えると、もう文京区だけではなく、文京区が被災を受ければ他自治体からの応援も必要ですし、今言っていただいたように、そういった視点も少し入れながら、今まで文京区の地域包括ケアシステム、そういったところにすごく重点を置いていたんですけど、若干ちょっと視野を広げて、計画ももう一度見ていきたいと思っており

ます。
外国人の関係につきましては、個別分野の計画で、外国人対応として、共生社会という視点から外国の方々に対する、いろいろな生活習慣の取組、こういったことが地域で必要だとか、逆に、外国の方々から見た日本、文京区への意見、そういったところの事業も幾つか載っていると思いますので、そこで対応していきたいと思っております。
神馬副会長：ありがとうございました。
髙橋会長：よろしゅうございますか。
また後ほど、まとめて発言の機会がございますので、引き続き次のテーマにと思っております。それでは、高齢者・介護保険事業計画について、説明をお願いいたします。
介護保険課長：【高齢者・介護保険事業計画の検討状況について】説明。
髙橋会長：ありがとうございました。
ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見は。これからまた本格的な審議が始まるわけですが、それに当たって要望なり、ご意見はございますでしょうか。会場の委員の皆様、そしてZoomでご参加の委員の皆様からも、ご意見があればよろしくお願いいたします。どうぞ。
鈴木委員：公募区民の鈴木と申します。
26ページです、小項目で地域における見守りや支え合い、７番、８番、９番で、かなり手厚くされているとは思います。この内容は、32ページ、1-1-7の民生委員、1-1-8の話し合い員、1-1-9のみまもり訪問事業の地域のボランティア、この方たちが見守りをされていると思うのですが、話し合い員という方が区と連携してということで、サブ民生委員のようなことを務められるのかと推測しています。この方はかなり、話し相手となりますと、個人的なお話の内容まで伺うことになるかと思いますが、話し合い員という方はどのような適性、資格を持って区から任命というか、そのような形をされているのでしょうか。お伺いしたいと思います。
高齢福祉課長：高齢福祉課長の鈴木でございます。ありがとうございます。
今ご質問がございました話し合い員についてですけれども、民生委員・児童委員さんとはまた別の目的で、ひとり暮らしの高齢者の孤独感や不安感を和らげるというところで、区が任命させていただいているところでございますが、特に、資格といったものはございません。女性の方が多い状況ではございますけれども、話し合い員というのは文京区独自の取組になります。民生委員・児童委員さんになりますと地域全体を見るというところがあると思いますが、話し合い員さんにつきましては、高齢者の方の話し相手をやりたいという方が主かと思っております。
実際に、かなり踏み込んだ話をされる方もいらっしゃいますが、どちらかというと、本当に来てもらって雑談というような方も多いという印象でございます。踏み込むというよりかは孤独感や不安感を和らげるというところで、場合によっては踏み込むこともあるかと思うのですが、実際に何げない

話をするところで、この方はどういうところを不安に感じていらっしゃるのだろうというところを、話し合い員さんがどちらかというと引き出して、それを区にお知らせいただく、それを我々が見て、今度この方はこちらに伝えたほうがいいんじゃないかというところをメインに考えていますので、どちらかというと物すごく踏み込んだところに入っているというような印象ではないんですが、定期的に来ていただけるということで、例えばいないということだったら、この方はどうしたんだろうと、こちらがなるべく気づくというところがメインかと感じております。

鈴木委員：ありがとうございます。

どちらかというと民生委員の方にはちょっと話しにくいようなこともお話しいただけるというよう何卒よろしくお願い致します。身近な存在で、関係性を作っていただけるということですね。ありがとうございました。

髙橋会長：ありがとうございました。

何かほかに。どうぞ。

髙橋会長：そちらから。

宮長委員：どうぞ、どうぞ。

髙橋会長：いいですか。

神馬副会長：今の鈴木さんのご発言に関して、私は犯罪を気にしているのではないかと思って聞いていました。資格が明確でない、言い方を変えれば、怪しい方が傾聴という名の下に話を聞きに行って、プライベートなことを聞いて犯罪につながっていく。そういうことを恐れての質問かと思ったのですが、それとは違うのでしょうか。

鈴木委員：同じような見守りの方が３パターンありますので、どのように棲み分けをしているのかと思った次第です。大丈夫でしょうか。

髙橋会長：なかなか難しい。どうぞ。

地域包括ケア推進担当部長：話し合い員さんは民生委員さんの推薦という形で、もともと地域活動に近い方です。民生委員をやっていた方もいらっしゃいますし、また民生委員はちょっと負担だけれども、週に1回とか、訪問もありますし、電話でもありまして、そういった話合いを傾聴ということでやっていらっしゃる方ということで、区で募集というよりは、推薦を受けて委嘱という形を取っております。

お話も大体はご家族のこととか、天気のこととか、お体のこととか、日常のこと。あとは野球のこととか、お好きな趣味のことをお話しすることが中心で、やはり同じことを毎週お話しされる方もありますし、そこを丁寧に聞き取っていくというような。実際に困っているケース、ケアマネジャーさんと話ができないというような、例えばお話があったときは間をつないだり、そういったところはしていますが、話し合い員制度も、いきなり訪れるわけではなくて、ご家族の方から、うちの両親に行ってもらえないかとか、そうしたお申込みがあって、その次にマッチングをして、まずはこの方が伺えますがとお伝えし、それでご承諾を得たところに伺っているという状態になり

ます。
　あと、電話での見守りというのもまた別にやっていまして、民生委員さんの見守り、話し合い員さん、「あんしん電話」といって、これは定期的に企業の方が電話するというのもありまして、いろんなタイプを選んでいただけるような形になってございます。
髙橋会長：よろしゅうございますか。
　ほかに。それでは、どうぞ。
宮長委員：介護サービス事業者で委員の宮長でございます。
　本文を一番読んでいただきたいのは、区民の方々だから、根拠になるような法令をつらつらと書けばいいという趣旨では私もないと思っています。社会福祉法の改正、高齢者福祉法の一言は出てくるのですけれども、私はこだわりがあるせいなのでしょうか、認知症基本法についての文言が一言も出てこないのですね。私はやはり認知症基本法、昨年、内閣府の調査では認識されているのが非常に低いことも言われておりますので、何らかの形で、認知症基本法という法律が施行されているということは区民にどこかで知らせていくことが必要ではないかと思っています。
　そのことと関連して26ページ、表の一番上に、「認」は認知症施策推進計画に関する事業ですと出ていて、これを一般の区民の皆さん読んだら、なおさらのこと分からないと思うのです。こういうところに、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画ということが、本文になったときにでもいいですから、入っていく必要があるのではないかと思いますので、一言お願いしておきたいと思います。
髙橋会長：どちらがお答えになりますか。
地域包括ケア推進担当課長：地域包括ケア推進担当課長の間仲でございます。
ご意見をありがとうございます。
　認知症基本計画の部分につきましては、今回の高齢者・介護保険事業計画に内包する形で策定するということで、ご案内しているとおりでございます。
　今回お示しした資料につきましては、主要項目とその方向性、それから計画事業を掲げた資料としてお示ししているものになってございまして、計画全体として、認知症基本法からの流れについて何らかお示しするような、見て分かっていただけるようなものについては少し差し込む形で、これとは別で入れ込むような形も想定してございますので、分かりやすいような計画になるように、その辺りは留意してまいりたいと思います。
宮長委員：よろしくお願いします。
髙橋会長：ありがとうございました。
　はい、どうぞ。
武長委員：公募委員の武長です。さきに二、三回、Zoomで参加になっていたので、議論を追えていないところもあるかもしれないので、もし前回とか前々回とかで話が出ていたら恐縮です。

先ほど社会福祉法改正の話も出ていましたけど、成年後見制度を含む社会福祉法の抜本的な改正が今年６月19日か何かに公布されて、その後、段階的にいろいろ導入されていくという流れになっているところですけども、その中で第二種社会福祉事業も拡大というか新設というか、身寄りのない高齢者等の死後事務、入院等のサポートサービスのことが入ってくるような話になってきているのですが、恐らくそれが今のところ令和10年６月かな、その辺をめどに、そちらは調整に動くように、先に相当進んでやるような計画になっていると思うのですけど次のこの計画の期間に含まれるかと思うのですけど、その辺りの話は、この中のどこに載っているのかと、思います。

福祉政策課長：前回、実は社会福祉法改正を簡単にご説明したのですけど、今まではどちらかというと認知症の方々を中心に支援というところが、今回の社会福祉法の改正で、身寄りのない高齢者に対する支援を強化していこうということが大きな改正の趣旨の一つだと思っております。

その中で今言っていただいた第二種に位置づけられる事業の根本的な考え方としては、今まで身寄りのない高齢者に対する生活支援とか死後事務、こういったところは社会福祉協議会もやっていますし、民間事業者もやっております。ただ一方で、やはり質の担保が重要であるというところから、一旦、第二種の法の枠組みの中に位置づけて、登録制とか届出制はありますけど、一旦は届出制で事業実施を認めて、適切に運営がされているか、そういったところをチェックしていくというのが今回の社会福祉法の大きな改正の一つだと思っています。

令和９年から、たしか２年以内に施行というところと、身寄りのない高齢者に対する支援としては生活支援と死後事務と申し上げましたけれども、生活支援については、やはりなかなかお金がかかる部分も大きく、どこまで支援するのかというところがあって、今、厚生労働省が各自治体にどれぐらいの財源を渡していけるかというのを検討しているところだと思っています。

ただ一方で、社会福祉法の改正があるにもかかわらず、この計画をつくって、文京区は何をするのだというところは我々に突きつけられた大きな課題だと思っておりまして、その点につきましては、一旦は、まだ案の段階ですけども、生活支援は、まずは国の動きを見ながら、ただし死後事務については何らか、他自治体でも実際に先行的にやっている区や自治体がありますので、そういったところを今研究しながら、少し新しい施策が打ち出せないかと考えているところとなっております。

武長委員：ありがとうございます。

今、令和９年から２年とおっしゃいましたが、正確には令和８年から、今年に成立しているので、今年公布されているので今年から２年なので、はっきり言って１年前倒しみたいな感じですけれども、イメージが。

多分この計画だと1-5-1が日常生活自立支援事業じゃないかと思いますけど、合っていますか。

福祉政策課長：すみません、どこのところでしょうか。

武長委員：計画事業の概要のP36の1-5-1は、今の日常生活支援事業ではないかと。
福祉政策課長：福祉サービス利用援助事業のところでしょうか。
武長委員：この辺りに、何が言いたいかというと、一応、具体的な打ち出しがこれから変更されるとか何かあるということは、予算がどうなるかということは、課長がおっしゃるとおり、そのとおりだと思うのですけども、この辺り、これだと現行のままになっているので、計画期間中に改正があることは内容を発表されているので、載せたらどうかという提案です。
福祉政策課長：そうですね。1-5-1というのは、どちらかというと認知症の方とか判断能力のない方の金銭預かりの部分で、今までもずっとやっていました。先ほど私が申し上げた、今色々な事業を検討しているという中では、やはり次年度予算に関わってきますので、もしかしたら次の、今度の協議会の中で、事業の項目出しはちょっとできるかなと思っております。
武長委員：ありがとうございます。
　後見制度の改正がすごく今回注目されていて、１年ごとに終了してしまうのではないかということになっているのですけど、辞めた後、後見人が去った後の受入れが、市民後見もそうですし、地域力みたいなところもありますけども、第二種はかなり多分、当てにされているというか、期待されているというか、そういうポジションになってくると思うので、この辺り、後見制度の改正と併せて、いろいろきちんとしっかりと事業の中で規定していったほうがいいというご提案になりますので、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いします。
髙橋会長：ありがとうございました。
　ほかになければ、はい、どうぞ。
西村委員：11ページ、地域の支え合い体制づくりの推進事業、ふれあいいきいきサロン、について、小さな疑問です。
　若者の居場所がない、小さいこどもが学校から帰った後の居場所がない、また高齢者もなかなか本当に自分一人で行ける、楽しめるところがないということで、居場所という言葉が非常に今回のテーマになっていったのだろうと私は思っておりましたら、計画を拝見すると、いろいろなもので、みんなの居場所を研究されていると思いました。
　まず、例えばカスミソウ文京区、森のりんごの木、それからこまじいのうち、文京区の千駄木の郷の談話室が、2026というのが出てきておりますが、それは全て社会福祉協議会の実施する、応援しているものでございますか。社会福祉協議会というものがどこにあって、どのようなのか、分からなかったこともございましたので、そのことと。
　もう一つ、若者の、新しく今年から始まりましたBunkyo Night Youth Loungeですか、これが千駄木露地に会場があるということで、19歳から39歳の方が中でいろいろなこと、仕事ができるし、交流もできるし、相談や読書、勉強ができるという、非常にすばらしいところが計画されていますけれ

ども、これは、こども若者政策課というところでやっていらっしゃるのでしょうけど、いろんなものが全部、社会福祉協議会が後押しして、支援というか、金額的なもの、やり方とかのお世話を社会福祉協議会がなさっていらっしゃると理解すればよろしいですか。

福祉政策課長：ありがとうございます。

まず社会福祉協議会のことですけども、実は事務所はここの上に、４階にございまして、社会福祉法に基づく地域福祉の推進を目的とした、いわゆる民間の社会福祉法人という位置づけになっております。様々な事業を、実は文京区から補助金とか委託金という形で、財源を出しまして、社会福祉協議会の中で事業を実施しているというのが結構あります。

先ほどご質問いただいた、ふれあいいきいきサロンについては、簡単に申し上げますと、文京区で今、大体区内で120か所ぐらいの、いわゆるサークルのような集まりです。基本理念としては、理念という大きなものではないですけど、緩やかなつながりという形でそこに参加していただきながら、顔の見える関係をつくっていく。

自分がちょっと行きたいときとか元気なとき、調子が悪いときはお休みしてもいいですけど、来られます。専門の保健師とか看護師さんが時々行って、その人たちの状況を見ながら、ちょっとリスクがあるような方は医療とか介護予防事業とか、そういったところにつなげたら効果的じゃないかとか。

あともう一つが、こういった集まりの中で、いわゆる集まるだけじゃなくて、課題解決型の居場所というような言葉もありますが、そういったところに集まりながら課題を皆さんが共有して、共有しながら話すと若干心が落ち着いて、少し心が楽になったりする。その中で、その課題をどう解決していくかというのを、社会福祉協議会も時々は入ってきますので、そこの職員たちが課題を把握しながら次の施策につなげるというような事業となっております。

髙橋会長：ありがとうございました。

引き続き、どうぞ。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。

1-1-11にございます若者の居場所事業、今、委員からお話があったとおり、全ての世代で居場所というのがキーワードになっているのは、ご発言のとおりと思っております。

こちらは社会福祉協議会とは直接関係なく、区が直営で、国の補助も一部受けながら、今月７日からスタートいたしました。既にもう160人ぐらいの若者の方にご登録いただいて、60人以上の方に今この居場所を活用いただいております。またどこかの機会で、進捗状況等がご報告できればと思っております。ありがとうございます。

髙橋会長：ありがとうございました。

お手が挙がっていますか。細部委員、どうぞ、Zoomから、文京区医師会。

細部委員：聞こえますでしょうか。

髙橋会長：どうぞ。
細部委員：文京区医師会の細部と申します。
　認知症のことに関してですが、P42の3-1-8、認知症検診ですが、昨年から個別検診になって、ちょっと人数が下がったということですが、今年は現在のところ、進捗状況はどんなものなのかということを知りたい。
　P42の3-1-5、認知症サポート医。我々も東京都医師会の講演会で、この資格を取っている人間が何人かいますが、あまり活躍の場がないというのが現状でございまして、今どのようにサポート医が連絡を取って、活躍されているかということをお聞きしたいこと。
　それからもう一つ、P44の3-3-4でフレイル予防プロジェクトが、これも今年から東京都医師会が主催となりまして、健康長寿医療センターの講師を招いて講習会を受けまして、フレイルサポート医をつくるように、東京都からの指示でやっております。これもなかなかまだ活躍の場がない状況でして、今後、区で採用していただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。
　以上でございます。
地域包括ケア推進担当課長：地域包括ケア推進担当課長の間仲でございます。
　ご質問いただきました、まず認知症検診事業につきましてのご回答になります。
　本年度も６月中旬以降、検診事業を開始いたしまして、昨年度は９月までですけれども、11月まで期間を延長して実施する予定としております。
　実績としましては、月ごとでご報告いただいている関係で、まだ７月分までしか実績としては確認できていないですけれども、昨年度よりは少し増えているような報告を聞いているところでございます。
　今年度につきましては検診期間を一、二か月程度延長したところと、あとは９月頃になりますが、検診の対象者の方に勧奨通知ということで、ご案内を送らせていただいて、受診を勧奨する取組を今年度新たに始める関係もございますので、昨年度よりは受診者を増やしていけるような手応えはあるのですが、引き続き周知などは継続していきたいと思ってございます。
　続きまして、3-1-5の認知症サポート医の取組のところについてです。
　記載のとおり、区内医師会様に所属する認知症サポート医を嘱託医として各圏域に配置して、連携をさせていただいております。こちらにつきましては、具体的な事業に加えて、年に１回程度、報告会で嘱託医の方にお集まりいただきまして、文京区での認知症政策の取組、実績をご報告し、それに対してご助言をいただくような取組を行っておりますので、引き続きその辺りの連携を通じて、認知症施策を効果的に推進できるように、連携して取り組ませていただきたいと思ってございます。
高齢福祉課長：3-3-4のフレイル予防プロジェクトについてすけども、こちらについてはフレイルチェックの取組で、専門職とかから成るフレイルトレーナーの助言を受けながら、フレイルサポーターの皆さんが主体となってチェッ

クをさせていただく、まさに自分がフレイルかどうかというところにまず気づいていただくプロジェクトになっております。

この後、フレイルの方やフレイルが心配な方はどうするかというところは、まさに課題というところではあるかと思います。介護予防の取組等も行っておりますので、そことどうつなげるかというところも含めて、課題が多いところではございますが、今後の計画にどう反映できるかというところは研究していきたいと思います。

髙橋会長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。

議事進行がございますので、引き続き、障害者・児計画について、事務局からよろしくお願いいたします。

障害福祉課長：【障害者・児計画の検討状況について】説明。

髙橋会長：それでは、ご質問、ご意見等を委員の皆様、あるいはZoomで参加の委員の皆様から承りますが。どうぞ。

神馬副会長：どうもありがとうございます。

大変項目が多くて大変だったと思われます。１点、質問させてください。

1-1-13の失語症者向けの事業、1-1-27の高次脳機能障害者等への事業を一つの例としてお伺いします。これを文京区が区として、文京区に存在する全ての失語症者を把握して、あるいは全ての高次脳機能障害者を把握しているという事実のもとに、この方たちにこの情報をお伝えしているのでしょうか。それとも、ご本人や家族等が何らかの形でこの事業を知り、そうしてこれを知り得た人だけがこのサポートを受けられるようになっているのでしょうか。

全体に共通する問題だと思われますので、その点を教えてください。

障害福祉課長：ありがとうございます。障害福祉課長の永尾でございます。

1-1-13、失語症者向け意思疎通支援事業について、お答えさせていただきます。

現在は、失語症の方の任意の当事者団体に支援者を派遣する形で、令和７年度から事業を実施しております。ただ来年度以降、もう少し事業を拡充していきたいと考えております。その際に、区も区内の全ての失語症の方を把握できているわけではございませんので、どのような形で事業の周知を図っていくのかというところは、例えば病院にご協力をお願いして、チラシやポスターを掲出していただいて情報を届けるようにするなど、対象者の方への情報の届け方は、今後、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

保健対策担当課長：ありがとうございます。保健対策担当課長の野上と申します。

私から、高次脳の回答をさせていただきます。

現状では、区内にどれぐらいの方が高次脳でお困りかは把握できていないところです。高次脳機能障害者支援法が成立しましたが、高次脳というのは

中途の障害、事故や疾病による障害で、当事者の方もご家族の方も困っていてもなかなか支援につながらないというところがあります。講演会等で高次脳機能障害の理解を促進することと、専門の医師による個別の相談会が、年２回開催がありますので、そちらでどういう支援ができるかということを伝えていきたいと思っています。

また、当事者だけではなく、地域の住民の方の理解も必要なので、講演会については地域の方も参加していただき、理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

髙橋会長：よろしいですか。

神馬副会長：説明どうもありがとうございます。

これは一つの例にしか過ぎません。気にかかっているのは、様々な問題を抱えている人が、どのようにして区のサービスにアクセスできるのか、サービスにアクセスできるようになるための仕組みとして、どのような工夫がなされているのか。ここまで一歩踏み込んでいただけると、計画の実施がよりよいものになると思います。

以上です。

髙橋会長：はい、どうぞ。

松岡委員：公募委員の松岡です。

実は今、私も全く同じことを考えておりまして、これだけ多くのサービスメニューがあっても、それをどう告知するかというのが非常に重要だと思うのです。

例えばビジネスの世界では、サービスの設計と同時に、それよりもむしろ大きく、どうそれをユーザーに伝えるかというのが重要なテーマで。

20ページの3-3-3にあります、区報ぶんきょう・ホームページ・CATVというのが多分メディアで、プラス、文社協だよりぐらいかと思います。先ほどのBunkyo Night Youth Loungeに60名の応募があったということですけれども、多分ターゲット・マスからすれば、60名というのは決して大きな数字ではないと思います。しかも、例えば若い世代の皆さんが区報ぶんきょうやホームページ、CATV等を見ているかというと、必ずしもそうではないと思うのです。

ですので、これだけ多くの立派なサービスメニューがありながら、先ほどのお話に非常に近いと思うのですけれども、実際にそのニーズをお持ちの皆さんが、そういうサービスをどうやって発見できるか。何というのか、告知の仕方、そういったものが非常に重要じゃないかと思うのです。ですので、これだけ充実したサービスがありながら、それを知らないというポテンシャルなユーザーがあってはいけないと思います。

そういったところを含めた上で、せっかく達成率とか、そういうKPIをつくってモニターしようとされているわけですので、その告知の方法論、それをどうモニターしていくかというところが、これは全体に関してですけれど

も、重要なのではないかと思いますので、その辺いかがか、お教えいただければと思います。
以上です。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾です。ありがとうございます。
確かに昨年度実施しました障害者・児の実態・意向調査でも、情報提供、情報へのアクセスという部分は、回答結果から、必要性が確認できております。
現状、障害福祉で申し上げますと、障害者手帳を持っている方についてはサービスを網羅的に掲載した、障害者福祉のてびきについて、本書と追補版を隔年で発行し、お届けしているところになります。
それ以外の部分でも、やはり必要な方が必要な情報を取得でき、かつサービスにつながることは大変重要だと認識しておりますので、そうした視点で何ができるのか、引き続き考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

髙橋会長：よろしゅうございましょうか。どうぞ。

高齢福祉課長：高齢福祉課の鈴木でございます。
周知についてですけれども、65歳までサービス等を知らない方が多くいらっしゃるというところで、文京区の場合は毎年、高齢者のための福祉と保健のしおりを作成しているのと、60歳、65歳、70歳になった方にセカンドステージサポートナビというボランティア等に関する冊子を送らせていただいているところでございます。
おっしゃるとおり、障害だけではなく高齢者についても、これまで例えば特に何も利用したことがないという方につきましては、65歳以降、どのようなサービスが必要かというのをお伝えするところが必要かと思っておりまして、福祉のしおり等につきましては、包括支援センターだけではなく、区内の様々な場所に置かせていただいており、かなりの冊数、減っているところがございます。区では区報で一番周知していることが多いですが、まとめて情報を得たいというところは、ニーズを把握しているところでございますので、引き続きこういった冊子、あるいはホームページなどでも漏れずにお伝えすることで、周知を進めてまいりたいと考えております。

髙橋会長：ありがとうございました。
ほかに何か。はい、どうぞ。今、マイクが参ります。

武長委員：公募委員の武長です。
62ページの1-3-5についてですけれども、高齢者、障害者、ひとり親世帯等というところで、実務等をやっていると精神障害の方は特に、なかなか文京区内で住むところが難しいというところは、ここにも書いてあるとおり、課題感を共有できているのではないかと思いますが。
そんな中で、文京区単身生活サポート事業という事業を文京区はやられているようですが、この中の位置づけですが、計画で言うとどこに位置づけら

れるのですか。
髙橋会長：どなたかな。
保健対策担当課長：保健対策担当課長の野上です。
　ご質問があった単身生活サポートについては、計画の中には明記していないですが、63ページの1-4-2、入院中の地域生活への移行や、1-4-3の地域包括ケアシステムの構築の事業の中で精神障害者の居住支援としてやらせていただいています。
武長委員：事業名を見ると、位置づけと事業内容がちょっと整合しないような気が、今ご説明を伺ってもしたのですけど、単身生活サポート事業がどういう人を対象にしているという認識ですか。
保健対策担当課長：すみません、ご説明が不足していまして。ご質問の事業については、グループホーム等から単身でアパートなどに転居する際に、お家を一緒に探したりですとか、必要なサービスを調整したりする事業になっております。
武長委員：ありがとうございます。
　別の会議で生活サポート支援事業の話が出ましたが、誰も知らなかった。こういうのがある、みたいなことになったけど。何で知らないかというと、文の京障害者福祉のてびきという冊子が出ていて、住宅に関する支援という項目があるけど、何とそこにも載ってない、この話は。グループホームから退所して単独で生活したいという方に対するニーズとしては、結構いいことをやっていると僕は思ったけど、なぜか周知されていなくて、その冊子にも載ってない。
　検索したら、いちょう企画さんの計画書、令和６年度の計画書の中にちょっと出てきているのと、あと東京都精神障害者共同ホーム連絡会というところのホームいちょうの中に、「特色／ホームからのメッセージ」という謎の枠の中に、下にちょっと５行ぐらい書いてあるだけで、この話が多分検索してもかからないのです、あまり。そこまで見る人、なかなかいないのではないですか。なので、これも、むしろいいことをやっていると思うので、居住支援の中で、すまいる文京とかの話だと思うけど、そういうのだけじゃなくて、この話も盛り込んだらいいと思うし、もっと周知活動をしたら、精神の方でグループホームに入っている方とか結構そうです、文京区民でグループホーム、他区も含むですから、他区も含んでいる方に対して、これだけの支援をするというのは、結構いいと思うので、もうちょっと周知をしてみたらどうかという提案です。いかがでしょうか。
保健対策担当課長：ありがとうございます。
　そうですね、グループホームから単身で自立されるときの必要なサービスで、区独自で委託事業としてやっている事業なので、おっしゃるとおり、今後、周知の方法については検討していきたいと思います。
　先ほど、なかなか必要な方にサービスが届かないというお話もございましたので、その点も踏まえて検討していきたいと思っております。ありがとう

ございます。
武長委員：ありがとうございます。
制度があるのに知られてないのはすごくもったいないと思うので、ぜひ頑張ってください。お願いします。
髙橋会長：ありがとうございました。
ほかに何か。お手が挙がりました。どうぞ。
山口委員：文京区知的障害者（児）の明日を創る会の山口恵子です。
新しく加わった、59 ページ、短期入所の整備ですけど、サービス施設としての支給と施設の整備というのが別項目になっていますが、整備ができるようになってから項目になって、計画に載ってくるという形を今までは取っていますけど、これはやはり両方ともちゃんと計画的にしていかなければいけないことだと思っています。日中活動系サービスの整備も、支援事業と施設の整備となっています。グループホームは居住施設なので、継続的に拡充という言葉が計画に盛り込まれていますけれど、サービスと施設の整備というのが、ちゃんといつも両方あるような形で計画を進めてもらいたいと思います。
障害福祉課長：障害福祉課長の永尾です。ご意見ありがとうございます。
今、山口委員からお話がありましたように、それぞれのサービスについては、計画を立てるための国の基本指針の中でも、事業量を算定することが求められていますので、従前から3年間、それぞれ毎年度ごとのサービスの利用量を見込んだ上で計画を立てているところでございます。
また、施設整備につきましても、基本的にサービスの計画量を踏まえ、それを達成するための施設整備を進めていくことになりますので、両方の相関関係、あるいはその連動性が必要になると考えております。今回、短期入所についてはニーズも多いことから、新たに計画事業として追加したものでございますが、そのような視点で、障害者・児計画の進行管理を進めていきたいと考えております。
髙橋会長：よろしゅうございますか。ありがとうございます。
ほかに何か。はい、どうぞ。
堀口委員：文京区女性団体連絡会の堀口です。
区で行っているたくさんの相談事業、大変ありがたく思っています。27ページに認知症の家族会の項目があるのですけども、実は介護される人、また介護に当たる人への支援もすごく大事だと思っています。
男女平等センターで、実は男性の料理教室を開いた折に、介護されている男性の方が、50代の方もいらっしゃれば、70代を越して自分の奥さんとお母さんと、両方の介護をされている方もいらっしゃいました。
今要望したいのは、男性の介護者の本音が言えるような、家族会というくくりだと、どうしても女性も多くなってくるでしょうし、いろんな方が集ってくる中で、男性の人たちが本当に介護のことを話し合えるような、そういう場所が必要だと実感しました。

介護に当たっている人たちがお互いの話の中で、実は遠距離介護をどうするか、離職に対する不安をどうやって乗り越えたかという話が、具体的な形で相互の話の中で出てきたのです。これは介護者の集いとしてやったものではなくて、お料理を作った後のお互いの話の中で出てきて、先ほどから話があります居場所とか、皆さんがそのまま、具体的な形の中で話合いができる、そういう場所がすごく大事だと思っています。

支援に当たって、くくりというか、家族だけではない、例えば他地域では介護をしている息子の会みたいな形で、少し絞って、お互いが持っている不安とか、状況を話し合える場所、そういうものも必要だと思っていますので、どうかご検討、よろしくお願いいたします。

髙橋会長：ありがとうございます。

はい、どうぞ。

障害福祉課長：：障害福祉課長の永尾です。ありがとうございます。

障害福祉の分野でお話をさせていただきますと、それぞれ障害の状況に応じて、当事者あるいはご家族の団体も区内にございますので、そこで介護者同士が様々な情報交換や悩みなどをお話しされる場面はあると考えております。

また、区で４か所、介護保険の日常生活圏域に合わせて地域生活支援拠点という施設を設置しております。そちらの地域生活支援拠点は相談支援がメインではありますが、それぞれ拠点でサロン的な活動も実施しており、障害当事者に限らず、ご家族、地域の皆様などに集っていただき、様々なお話ができるような活動もしておりますので、そうした中で介護者の方の様々な悩みの相談や負担軽減も図っていければと考えております。

以上です。

髙橋会長：いかがでございましょうか。

そろそろ時間なので、今日お越しいただいている部会長さんから何か最後に、とりわけ障害と高齢、髙山先生は障害、それから平岡先生は高齢をご担当なので、何かコメントなり、最後にございますか。

では、髙山先生から。

髙山副会長：高齢も障害も全般的に、松岡委員が言われたように、たくさん事業やサービスがありますが、これがどう届くかという話ですけれども、やはり広報ではちょっと限界があるわけです、受け手の問題もありますからということですが。重要なのは、相談支援だと思います。相談のところが、このことを分かっていて、相談の中で伝えていきながら、つなげていくと。これは民生委員もそうですし、先ほどの見守り活動の傾聴ボランティア的な人もサービスのことを知らない人を水面下でつなげることできますよね。そういう相談のところのネットワークをどのようにつくっていくのかが非常に重要だと思っています。

そういう意味では、先ほど永尾課長が言われたように、障害は、富坂と大塚と本富士と駒込でしたか、この４地域のところで地域生活支援拠点をつく

りました。この拠点がすごく大事で、そこに生活支援のコーディネーターがいて、ここは障害だけじゃなくて高齢者をドッキングする、こどもをドッキングするような形、こういうようなところで、拠点の中で一本化していくような在り方ができないかと思うわけです。

ですから、極論ですがね、障害者の相談支援事業所と地域包括支援センターがドッキングしてもいいわけです、機能的にも。あるいは、拠点ごとにどう考えるかということもする必要があって。例えば成年後見に関しても、同じ課題が出てくるわけです。あるいは防災に関しても同じだということがありますので。

もう一つは、障害のある方も高齢化しているということです。知的障害の方においては、日本独特の親亡き後ということで、親たちが高齢化しているわけです。こういう問題を考えるときに、障害と高齢で分けていくというよりは、何かドッキングして考えていくような方策というか流れというのをつくっていく必要があるのではないかないかというのを今日感じました。

ですから、これは計画とはまた違うと思いますが、計画を別々に立てるということじゃなくて、一緒にできるところはしていくようなところを整理する必要があると思いました。

以上です。

髙橋会長：ありがとうございました。

ほかになければ。

実は私、ずっと伺っていての感想ですが、全体の、何というか、文章で掲げた概要の話と、事業が書いてありますが、実はその裏に誰を対象に、どういう方法で、どのくらいの予算をかけて仕事をするのか、それぞれ全部事業にくっついているわけですね。これがまた膨大な量ですが、それを言わば見通しのいい形で区民に提示して、こういう形で今、文京区の施策は進んでおりますという、それを理解していただくための大変大事なツールが計画のはずですし、あるいは事業遂行に当たって毎年毎年、実績を含めて、どこをどうするか、これは区長さんの予算査定等も絡んでくるわけですが。そうすると、どこが足りなくて、どこが必要か。それから、直接、国が定めた法定の事業に従って運用される部分と、しかし現実には区の事業の状態がございますから、その辺の、何というか、これから力を入れるべきこと、それは何だろうかということを見つけていただく。

一方で言えば、それに対して、最近の議論でとても重要な議論がありますが、負担の問題が必ず出てくるのです。国の動きをとても僕は心配しております。４兆円がなくなるのです、消費税の。その４兆円をどこから、消費税は直接、いろんなことを言う人がいますけれども、社会保障給付に使うということになっているわけですから、それは確実に区の財政に跳ね返ってくる。今度の計画期間の中でそれが現実に起こるわけで、その辺、やはり創意工夫も含め、国や都に対する要望・要求も含めて、こういう計画を手がかりに、そういうことをやっているということを区民の皆さんにも。

それから、最大の問題は事業者です。医療で言えば３師会を構成される先生方、しかも医療と福祉と介護の連携が非常に複雑かつ重要になってきている。重要になるだけ複雑な、これは精神医療の領域の地域移行問題が原因です。

それからもう一つは、文京区内で完結できる話と完結できない話、そういうことを含めて理解する手がかりとして、この計画が役割を果たせるように、いろんな意味で環境の変化が非常に激しいものですから、それを踏まえてよりよい計画にしていくという作業はこれから重要になってくるかと思いますので、各部会に委員の皆様は所属されているわけで、そこでの審議がとても重要でございますので、ご協力、ご鞭撻を、頑張れと言っていただくということは、とても大事なことでございますので、よろしくお願いいたします。

時間もほぼ予定でございますが、なお、何かございますれば。どうぞ。

保健対策担当課長：すみません、保健対策担当課長の野上です。

先ほど武長委員からご質問があった精神障害者のサポート、単身サポート事業のお話ですが、対象者の件ですが、区外の方は含まれないです。

武長委員：情報が、さっき言ったとおり二つしかなかったので、その中で見て、しゃべっているだけですけど。東京都精神障害者共同ホーム連絡会のホームページのホームいちょうという欄の中で、一番下に、さっき申し上げた「特色／ホームからのメッセージ」という欄があって、そこに後で確認いただきたいのですけど、文京区単身生活サポート事業という枠があって、その下に、「文京区民でグループホーム（他区含む）に入居されていて、卒業後文京区内での一人暮らしを希望している方を対象にお部屋探しなどの卒業支援のサポートを行っています」と書かれているので、もし違うのであれば、ご確認いただいて、調整いただくほうがいいと思います。

保健対策担当課長：申し訳ありません。他区のグループホームに入所している方も、区内に転居する場合は対象になります。

髙橋会長：ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは時間でございますので、事務局にお戻しいたします。どうぞ。

福祉政策課長：ありがとうございました。

熱心なご議論、各分野別の計画でそれぞれの委員の皆様から新しいいろいろな視点、新しいというか、自分がちょっとまだ深掘りできてなかった点、本当に参考になりました。特に地域包括ケアシステムは文京区だけじゃない、ほかの地域のエリアも必要で、権利擁護、認知症、障害の関係、あと情報提供。それぞれが本当に全部重要で、今まで福祉政策に関わる中で、一回は聞いたことがあるような内容のものもあるのですけど、突き詰められていない部分が、自分でも、今日の議論を聞きながらあったと思っています。

長くなると恐縮ですけど、特にコロナ禍のときに、やはり高齢者にとって、いかに情報を届けるかというのは、あの時は一番困って、なかなか接触ができない、でも情報はどうやって届けるのか、例えばワクチンはどうやっ

て打ってもらうのかだとか、あと日々の高齢者の生活はどうなっているのかとか。あの時は、文京区ではスマートフォンの購入費補助とかをやりましたけど、今の社会情勢の変化を捉え、いろんなツール、SNSとかスマートフォン、そういったところを踏まえて、高齢者が地域で本当に安心して暮らせる状況というのを本気でこれからも考えていきたいと思っています。

また次回、11月９日が次の本協議会になりますけど、そのときに、先ほど申し上げた、次年度予算に向けて重点施策というのも、ちょうど同じタイミングで出てきますので、また皆さんに計画案をお示しする中で、ご議論いただければと思います。

簡単ですけど私からは以上になります。

髙橋会長：ありがとうございました。

それでは、次回は11月になりますが、秋が深まった頃で、この暑さはどうなるのだろうと思いつつ、また各部会の委員の皆様にもご参画いただいて、そのまとめが11月９日ということだと思います。

そんなことで、それでは本日の協議はこれで終了ということで。終始、熱心にご参加いただきました皆様に感謝を申し上げて、終わらせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

以上